

## Ⅲ 分野別施策の推進

人権教育・啓発に当たり、様々な人権問題に対する理解や認識を深めるための施策を推進します。ここでは分野別に現状と課題を踏まえた上で、推進すべき施策の方向性を示します。

### 1 同和問題

#### (1) 現状

同和問題は、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」でもあります（昭和40（1965）年「同和対策審議会答申」）。

昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法（以下、「同対法」という。）」施行以来、本市においても、同和行政を市政の重要な柱と位置づけ、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護活動の強化のための関係諸施策を積極的に推進してきました。

平成8（1996）年には「佐賀市部落差別撤廃に関する条例」を、平成17（2005）年10月に「佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、部落差別のない明るく住みよい佐賀市の実現のため、これまで以上に充実した人権教育・啓発の推進を図っています。

同和対策事業については、「同対法」施行以来、生活環境改善事業を推進してきた結果、住宅、道路、公園など生活の実態面において一定の成果を上げることができました。

教育・啓発においては、同和問題解決に果たす役割の重要性から、昭和53（1978）年に「佐賀市同和教育基本方針」を、また、平成12（2000）年3月には「人権教育のための国連10年佐賀市行動計画」を、平成20（2008）年2月に「基本方針」を策定し、学校と地域社会における人権教育・啓発の推進に努めてきました。

そして、同和地区住民の経済的、社会的、教育的、文化的水準の向上などを目的として、隣保館、教育集会所などを整備、活用し、子どもたちの学力向上、成人解放学習、教養に関する学級・講座や生活上の各種相談事業などを推進してきました。

昭和51（1976）年には「佐賀市社会同和教育推進協議会」（平成15（2003）年「佐賀市社会人権・同和教育推進協議会」に改称）を結成して、人権・同和教育や啓発活動に取り組んできました。さらに、佐賀市内を26地域に分けて「地域社会人権・同和教育推進協議会」を設置して各地域における取組を進めるとともに、公民館や隣保館、教育集会所、PTA等での研修会や人権ふれあい学級の開催、自治公民館における人権・同和教育の実施など、各地域での教育・啓発活動に発展させるための取組を進めています。

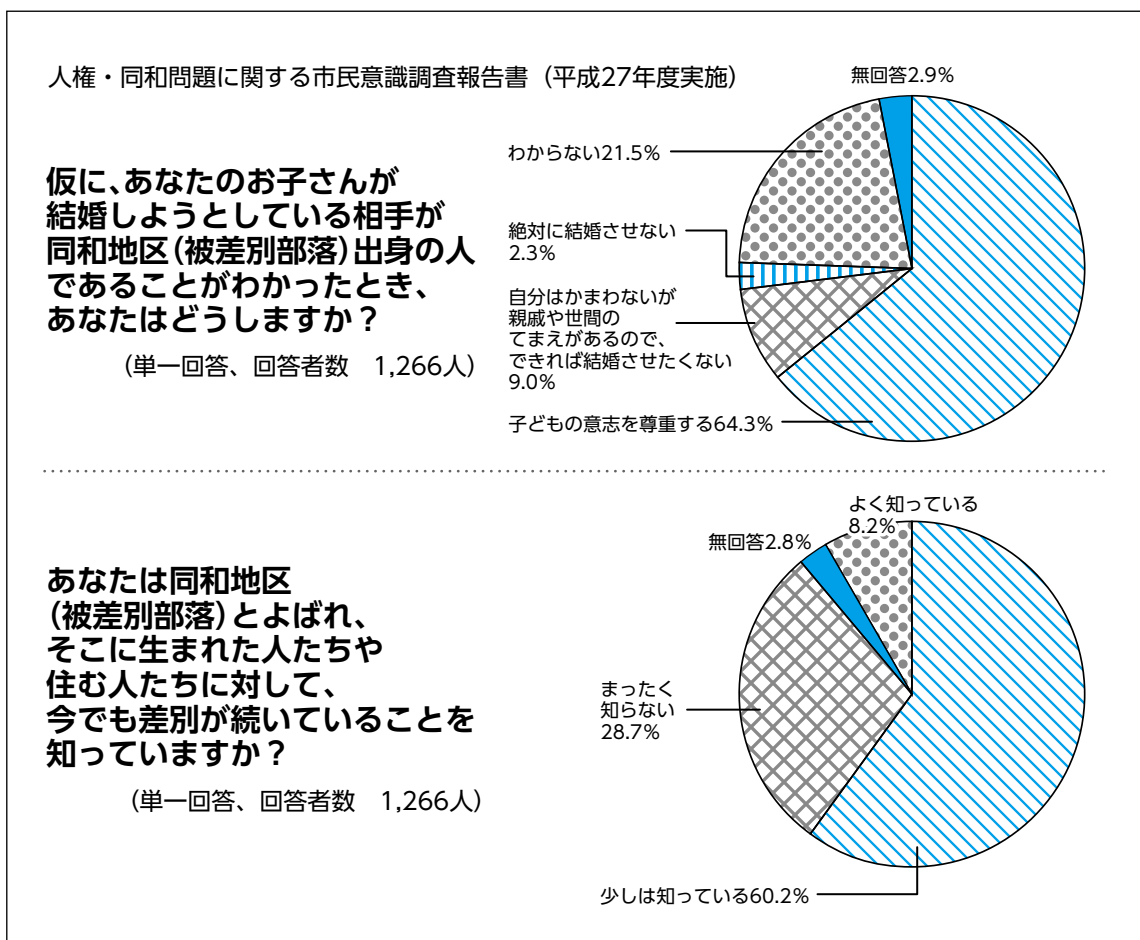
平成3（1991）年からは、8月の「佐賀県同和问题啓発強調月間」に合わせて、同和問題に関する講演会を広く市民を対象に開催し、地域社会に人権を学び育てる風土づくりを進め、「市報さが」に人権コラムや人権・同和問題に関する記事を掲載し、家庭に届ける人権・同和教育を実施しています。12月の人権週間には、人権ふれあい講演会、街頭啓発、人権啓発ポスターコンクールなどを実施し、市民一人一人の人権意識の高揚を図っています。

また、平成12（2000）年8月からは、毎月11日は「人権を考える日」と定め、地域や職場、学校、家庭で人権について考える機会をつくり、理解と認識が深まるよう啓発を行っています。

平成27（2015）年度に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」において、「仮に、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が同和地区（被差別部落）出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか。」という設問に、「できれば結婚させたくない」「絶対に結婚させない」という回答が11.3%もあり、「わからない」も含めると3割を超えました。現在も結婚による部落差別は、なお深刻な問題であるといえます。

一方で、「あなたは同和地区（被差別部落）とよばれ、そこに生まれた人たちや住む人たちに対して、今でも差別が続いていることを知っていますか。」という設問について、「まったく知らない」と答えた人が約3割いました。これは、身近で見聞きする差別が減ったということも考えられますが、逆に「自分に関わり合いのないことは知らない（無関心）」ということも考えられます。

近年、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布、賤称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷、差別的な書き込みが行われるなど、差別の実態が変化しています。こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法」が制定され、同和問題の解決が国民的課題であることが改めて示されました。



(2) 課題

昭和44（1969）年7月に「同対法」が施行され、期限終了後に特別対策の継続の必要性が認められ、昭和57（1982）年4月に「地域改善対策特別措置法」が、昭和62（1987）年4月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、平成14（2002）年3月31日をもって失効しました。この間、対象地域内の生活環境面で実施された諸施策は一定の成果を上げ、この問題の解決に果たしてきた役割は大きいといわなければなりません。

しかし、近年、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布、賤称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷、同和問題を悪用した差別的な書き込み、同和問題を口実にした企業や官公署などへの「えせ同和行為」など、差別の実態が変化しています。

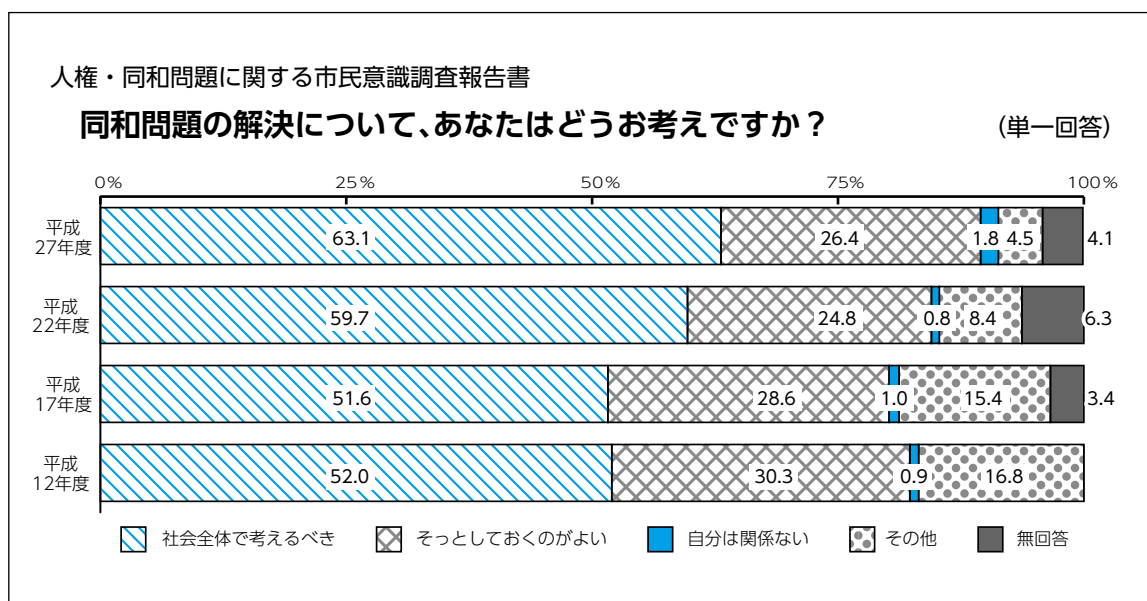
平成28（2016）年2月に「部落地名総鑑」復刻版出版事件が発覚し、裁判で出版禁止の仮処分が決定されましたが、その内容がインターネット上で公開されるといった事案が発生しています。

こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法」が制定され、現存する同和問題の解決が国民的課題であることが改めて示されました。

教育・啓発の面では、平成27（2015）年度の「人権・同和問題に関する市民意識調査」において、63.1%の市民が同和問題の解決について「社会全体で考えるべき」と答え、平成22年度（59.7%）、平成17年度（51.6%）に比べ微増しています。一方で、「そっとしておくのがよい」と答えた人は26.4%で、「自分に関係ない」とする無関心層の人は1.8%います。まだ一部の人々に問題を放置することを容認する姿勢が見受けられます。これまでの取組により、差別意識は全体として解消の方向へ進んではいますが、この問題に対する理解と認識はまだ十分とはいえず、市民の中の差別意識も根深いものがあります。

そこで、さらに広く市民に理解してもらうためには、研修内容の充実を図るとともに、市民の参加意欲が高まるような研修会や講演会の企画・運営等について工夫が必要です。

Ⅲ 分野別施策の推進



学校現場では依然として生徒の安易な賤称語の使用による差別事象が発生しています。また、インターネットの普及で、掲示板や動画などへの差別的表現の書き込みにより、子どもたちが間違った情報に簡単に触れてしまうなどの課題もあります。子どもたちに差別を見抜いていく力や差別に負けない力をつけていくことが大切であり、学校での適切な指導とともに、家庭や地域における人権意識の高揚が重要と考えられます。また、差別事象が発生した場合には、敏速かつ適切に対応し、それを生きた教材として活用していく必要があります。

同和問題の解決を図るためには、行政と学校、地域、PTAなどが連携を強めるとともに、各地域の社会人権・同和教育推進協議会の協力を得て一層の教育・啓発活動が求められます。

### (3) 具体的施策の方向

#### ① 学校における人権・同和教育の推進

- ア 管理職（校長、副校長、教頭）や担当者（児童生徒支援教員、人権・同和教育担当者）等の研修によるリーダーの育成を強化します。
- イ 教育委員会から専門指導員を派遣して校内研修の充実を図り、実践的な研究を積み重ねて、教職員の資質の向上を図ります。
- ウ 佐賀市人権・同和教育研究会の活動を積極的に支援するとともに、教材・学習プログラムの整備や活用を進め、各学校における人権・同和教育、部落問題学習の一層の質的向上を図ります。
- エ PTAの理解と協力の下に、学校・家庭・地域社会の連携を図り、人権・同和教育のより一層の推進に努めます。
- オ 児童・生徒の実態を正しく踏まえながら、全ての子どもの学力・進路保障の充実を図り、その発達の可能性を十分に伸ばすように努めます。

#### ② 社会における人権・同和教育、啓発の推進

- ア 「部落差別解消推進法」の周知とともに差別の現実を把握し伝え、市民の偏見や差別の解消を図ります。
- イ 市民の学習機会の充実と市民の学習ニーズに応じた研修内容を工夫します。
- ウ 市職員の資質の向上と、地域における人権教育・啓発の推進者の養成を図ります。
- エ 佐賀市社会人権・同和教育推進協議会及び地域社会人権・同和教育推進協議会の活動を積極的に支援します。

#### ③ 啓発活動の推進

同和問題啓発強調月間（8月）や人権週間（12月4日から10日まで）等において講演会や街頭キャンペーンを開催し、同和問題の理解を深めます。

#### ④ 企業等への啓発の推進

差別や偏見のない明るい職場づくりのため、人権・同和問題に対する理解や認識の重要性と研修の必要性を訴え、効果的な研修を実施し、企業研修の充実を図ります。

## ⑤ 相談体制の充実

国、県、関係団体等との連携を図りながら、相談体制の充実や各種相談機関の周知に努めます。

## ⑥ 隣保館事業等の推進

隣保館や教育集会所等においては、交流活動や相談事業を始め、社会福祉に関する活動や人権・同和問題に対する理解を深めるための事業を推進します。

## ⑦ えせ同和行為の排除

同和問題解決の阻害要因となる「えせ同和行為」の排除に向け、市民や企業への啓発に努めるとともに、県や法務局、警察等の関係機関と連携を図ります。

## POINT

## 「部落差別解消推進法」が施行されました

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。4つの注目点があります。

- ①「部落差別」の名称を法律名に初めて使用しました。
- ②現在もなお「部落差別」が存在することを初めて認知しました。
- ③「部落差別」のない社会の実現を初めて法律に明記しました。
- ④部落差別解消のための施策（教育・啓発等）の実施を国と地方公共団体の責務としました。

## 「部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）」

※正式名称は、「部落差別の解消の推進に関する法律」です。

## （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



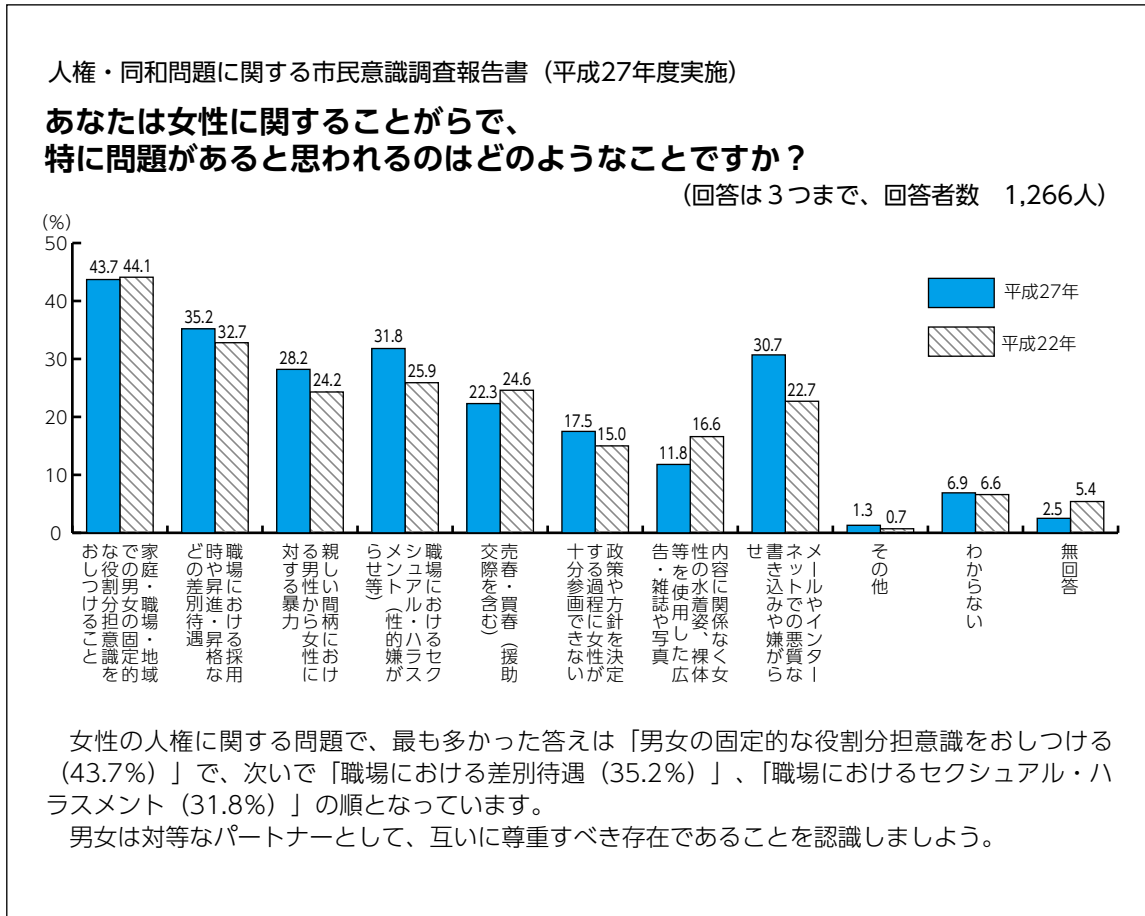
## 2 女性の人権問題

### (1) 現状

男女平等の理念は、日本国憲法において法の下での平等としてうたわれており、男女平等を実現するための様々な法律や制度の整備が進められています。

国では、平成11（1999）年に男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定、平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されたほか、平成27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう社会全体での取組を進めています。

本市では、平成20（2008）年4月に「佐賀市男女共同参画を推進する条例（パートナーシップ条例）」を施行し、基本理念や市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者、市、それぞれの責務を明確にし、取組を総合的かつ計画的に推進しています。平成28（2016）年3月には、条例に基づいた「第二次佐賀市男女共同参画計画」の計画期間の終了を受け、「DV防止法に基づく市町村基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村基本計画」を盛り込み一体的に取り組むこととした「第三次佐賀市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた各種施策を展開しています。



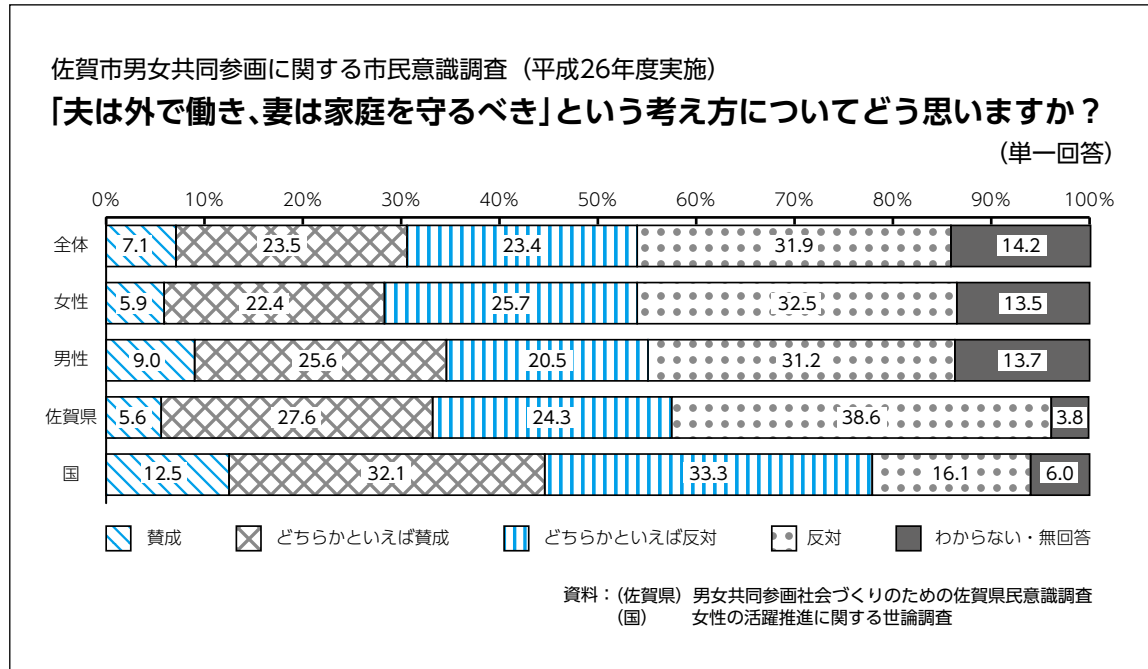
(2) 課題

男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を実施してきましたが、現実には従来の男女の地位の不平等観や固定的性別役割分担意識が根強く残っています。また、それらが複雑に絡み合って起こるDV、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの問題も女性の人権に関する重大な社会問題となっています。男女の人権を尊重し、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向け、地域や職場、学校、家庭などにおいて、人権意識の高揚を図り、男女平等意識を育てることが大切です。

① 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

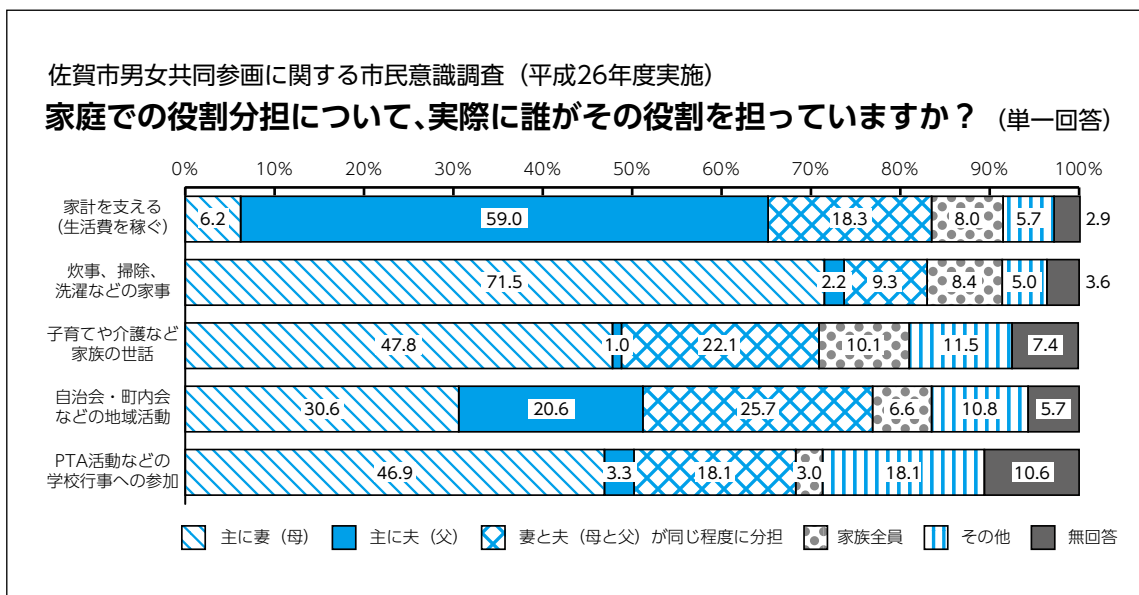
男女が互いを認め合い、その人権を尊重しつつ、その個性と能力が十分に発揮することができる社会づくりをめざして、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識を見直すとともに、個人の意思によって多様な選択ができる社会づくりをめざし、施策を推進してきました。

平成26（2014）年に実施した市民意識調査では、『「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思うか』という質問に対して、男女ともに反対する意見が半数を上回り、性別による固定的な役割分担意識は減少しています。



しかし、実際の家庭生活での役割分担を見た場合、「炊事、掃除、洗濯などの家事」は、「主に妻」が担うとの回答が約7割と多く、理解は進んだが、行動が伴わず、依然として固定的性別役割分担意識が根強いことがうかがえます。

男女の人権を尊重しつつ責任も分かち合う、男女共同参画社会実現のための意識づくりをこれからも継続していくことが必要です。



② 男女がお互いを認め合う社会づくり

男女共同参画社会は、男女が互いの人権を尊重し合い、共に社会を構成する一員として自覚を持つことで初めて実現するものです。近年では、様々な啓発、教育の場を通して、男女の人権の理解は進んでいますが、DVの深刻化や、セクシュアル・ハラスメントによる被害も、依然後を絶ちません。また、男性の被害も問題となっています。さらに、高度情報化の進展に伴い、携帯電話やインターネットなど新しい形態のメディアが急速に普及し、膨大な情報が氾濫している中、ジェンダーの視点から情報を客観的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を向上させる必要があります。

加えて、男女で互いの性への理解不足により、妊娠・出産等に関わる健康上の問題や、性的少数者が困難な状況におかれるケースもあることから、性に関する理解の促進も重要です。

③ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

男女が社会の対等な構成員としてお互いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する社会づくりを推進していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、新たな視点や意見を取り入れていくことが大切です。



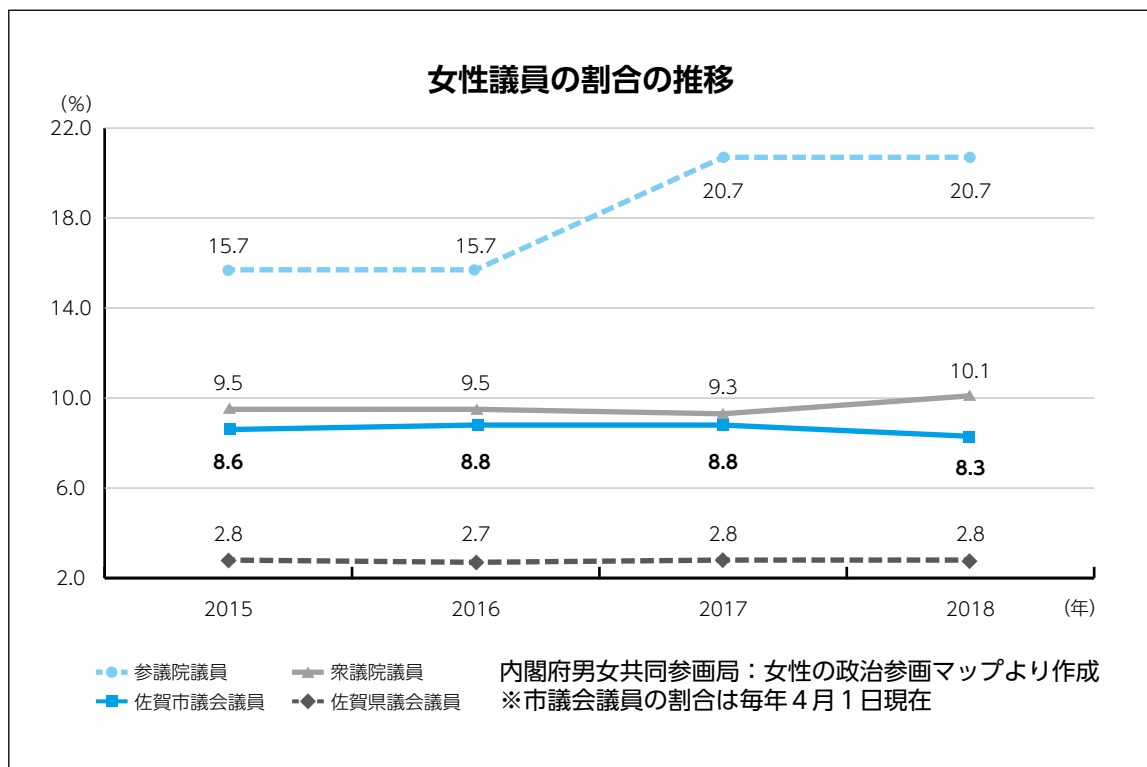
国では、平成30（2018）年5月に、国際的に遅れている女性の政治参画を後押しすることを目的とし、男女の候補者数を「できる限り均等」とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、政治分野において女性が参画、活躍できるよう取組を進めています。現状を見てみると国会議員に占める女性の割合は、参議院議員は20.7%で、国際的な水準に近づいています。一方で、衆議院議員は、10.1%と低く、世界193か国中160位となっています。

また、佐賀県議会議員に占める女性の割合は、2.7%（1人／36人）、佐賀市議会議員では8.3%（3人／36人）と大変低い状況です。

行政における政策・決定の場への女性の参画については、積極的に女性の参画率を上げる取組を行っていくとともに、各種審議会・委員会等での男女の比率にも配慮していく必要があります。

女性が政策・決定の場へ参画するためにも、家庭では、家事・育児・介護等について家族がお互いに協力し合いながら各自の生活様式の調整を図り、それぞれが家族的責任を果たしていけるよう意識の啓発や情報提供が不可欠です。

そのほか、まちづくりを進める地域活動においても女性の視点を取り入れ、多種多様なニーズに対応できるよう、男女が共に参画しやすい環境整備を進め、地域の活性化を図っていくことが重要です。また、地域活動の中でも近年、重要性が高まっている防災分野については、多様な視点を取り入れるため、引き続き女性の参画を進める必要があります。



④ 男女が共に働きやすい環境づくり

労働は人間としての基本的権利であり、生活の経済的基盤です。性別を問わず、経済的な自立の下、男女平等で生きがいをもって働くことができる就労機会を確保するとともに、働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

このため、男女ともに均等な就業機会と、性別にとらわれない、個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりや、多様な保育・子育てサービスを提供する必要があります。

また、個人が多様な就労形態を選択できる社会をめざし、労働者の意見やニーズを把握し、雇用形態や労働条件の整備を促進するとともに、ダイバーシティ（多様性のある社会づくり）の推進の視点からも、各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組も大変重要です。

さらに、「女性活躍推進法」がめざす、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境整備に向けて、女性の積極的な登用や能力開発を図るため、事業者への情報提供や働きかけと、女性に対する学習機会の提供等による意識や技能の向上に向けた取組も必要です。

⑤ DVのない社会づくり

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。DVは大きな問題として注目されますが、その多くは家庭内において発生するため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があります。また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景として、性別による固定的な役割分担意識や、男女間の社会的地位、経済力の格差等の社会状況があり、配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等社会の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための支援について関係機関と連携を図りながら取り組むことが必要です。

(3) 具体的施策の方向

① 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

ア 市民の意識改革のための啓発事業の充実や国際的な動向・各国の状況についての情報提供による男女共同参画意識の醸成を図ります。

イ 性別によらない教育・学習の充実を図るため、家庭・学校・地域社会における男女平等教育の推進に努めます。

ウ 学校においては、児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を教育課程に位置づけます。また、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」についての学習を通して性による差別の解消や男女同権についての意識を高める指導を行います。

② 男女がお互いを認め合う社会づくり

ア 男女の性に対する正しい知識の啓発と多様な性についての理解を促します。また、マ

メディアにおける人権に配慮した表現を推進するとともに情報を主体的かつ客観的に読み解き、使いこなす能力についての啓発や環境の整備に努めます。さらに、性に関する相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

イ ハラスメントや男女間の暴力の根絶に向けて、講座等を通じて、各種ハラスメント等の性差別に基づく暴力について、理解と防止を促すとともに、様々な相談窓口の広報及び相談体制の充実を努めます。

ウ 妊娠・出産に関する支援、性と生殖に関する健康と権利の理解の促進を通して、生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進に努めます。

### ③ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

ア 政策や方針決定の場において、男女それぞれの意見が反映されるよう幅広い分野の女性の人材発掘と育成に努め、市の各種審議会、委員会等の女性の参画率を上げるなど、女性の参画を促進します。さらに、地域活動を担う女性の政策参画のための講座等を実施します。

イ 家庭における男女共同参画を進めるために、日常的な家事や育児・介護などの家庭生活での役割を男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について継続的に啓発を行います。さらに、防災分野においては、女性の参画促進や避難所運営における男女のニーズの違いに配慮するなど男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組を進めます。

### ④ 男女が共に働きやすい環境づくり

ア 事業所との連携を図り、子育てや介護等をしながら働きやすい職場づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進などで積極的に取り組んでいる事業所の事例を佐賀市男女共同参画情報誌やホームページ等で紹介するなど、事業所における男女共同参画の推進に努めます。

イ 女性活躍推進のため、女性が働き続けることを可能とする環境整備や、再び就労するために必要な情報提供や相談窓口の広報などの支援に努めます。

ウ 子育てや介護に対する支援体制の充実、ひとり親に対する就労支援の促進を通じて、雇用における男女均等の機会と待遇の確保の促進に努めます。

エ 各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、環境整備を図ります。

オ 女性の働く意欲と能力を高めるとともに、事業や経営方針決定の過程への女性の参画促進や、女性が働きやすい労働条件及び労働環境づくりを行い、農林水産業、商工業等における男女共同参画の促進に努めます。

カ 市内において特定事業主行動計画に基づき、「ノー残業デー」の実施や男性職員の育児休業の取得促進を図るなど、ワーク・ライフ・バランス及び仕事と子育ての両立を推進します。さらに、女性活躍推進の取組として、管理監督職に対し、女性職員育成の視点の意識形成を図るとともに、女性職員を対象としたキャリア形成のための研修等を実施します。

⑤ DVのない社会づくり

ア DVの防止から根絶に向けた啓発と教育の充実として、DVについての理解を深め、DVは許さないという意識が広く市民に共有されるように、市民への啓発と学校におけるDV未然防止の教育等を推進します。

イ 安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実として、DV被害者を早期に相談窓口につなげるため、相談窓口の周知や相談しやすい環境の整備を進めていきます。また、関係機関と連携を図りながら、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組みます。

ウ DV被害者に対する切れ目のない支援に向けた関係機関等との連携強化として、DV防止の周知、被害者の発見、被害者の自立支援などに迅速・適切に対応していくため、庁内関係部署との連携強化を図ります。さらに、あらゆる場面で様々な関係機関や民間団体等と連携してDV対策の施策に取り組みます。

**DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略です。**

ドメスティック・バイオレンスとは、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、本市では配偶者間や恋人同士等、親密な関係における身体的、精神的、性的、経済的暴力等という意味で使用します。

**DV相談機関**

相談機関	連絡先	受付時間
配偶者暴力相談支援センター	☎26-0018 女性総合相談 (佐賀県立男女共同参画センター)	火～土 9時～21時 日・祝 9時～16時30分
	☎26-1212 (県婦人相談所)	平日 8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く) ※緊急の場合は24時間対応
佐賀市家庭児童相談室 	☎40-7254 メールアドレス kateijido@city.saga.lg.jp ※電子メールでの相談可。パソコンからのメールを受信できる設定にしてください。	平日 8時30分～17時 (土・日・祝日・年末年始を除く)
警察相談室 (警察総合相談窓口)	☎26-9110又は#9110	24時間対応

**POINT**

**4.14パートナーデー**



パートナーデーは、性別や年齢にかかわらず、家庭、職場、学校、地域などでお世話になっている人に「感謝の気持ちを伝える日」です。

佐賀市では、4月14日を「パートナーデー」と定め、あらゆる分野でお互いが認め合い、自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会をめざしています。



### 3 子どもの人権問題

#### (1) 現状

子どもの誕生や成長は、親にとって喜びであるとともに、社会においても「未来」そのものであり、この上なく大切な財産といえるものです。

子どもたちは、健やかに伸びていく可能性を秘めています。そして豊かな人間関係の中で成長してこそ、愛情や信頼感、人権を大切に作る心が育まれます。

しかし、晩婚化や女性の社会進出が進む中で、子育てに対する社会全体での支援体制が十分ではなく、子育てと仕事を両立させることが難しくなっています。

また、全国的に少子化が著しく進み、本市もその例外ではありません。少子化の進行は、子どもたちに対して、兄弟姉妹・友だち同士のふれあいの減少による対人関係の体験不足、自主性や社会性が育ちにくいという影響を及ぼしています。

さらに、核家族化や地域社会における連帯感の希薄化が進み、世代間の知識・知恵の継承や子育ての助け合いが失われ、子育てについての不安や悩みを抱えたまま孤立感を深めていった保護者等による子どもに対する暴力や育児放棄などの虐待も問題となっています。加えて、子どもの貧困などの新たな問題も顕在化しています。

このような環境の中で育った子どもたちは、過度なストレスを抱えており、そのためにいじめや校内暴力、不登校などの様々な問題も発生しています。感情表現や自尊感情の低下、「いのち」に対する認識の希薄化を招いています。

そこで、本市では学校教育において、いじめをなくすための具体的な実践事例等を下に、差別と人権を考える研修会や講演会を開催して、教職員の認識を深め、子どもの人権を尊重する教育を積み重ねてきました。

平成18（2006）年12月から毎月1日を「佐賀市いじめ・いのちを考える日」とし、各学校でいじめ問題の解決や命を大切にする教育について具体的に取り組んでいます。

社会教育や市民啓発についても、いじめや不登校の問題とともに、広く「子育てのあり方」を公民館等での学習の機会に取り上げてきました。

子どもの人権については、平成6（1994）年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において、子どもが保護される権利を保障するだけでなく、大人と同じ人間として、同じ権利を持つ「権利の主体」として、その人権が尊重されるとしています。日本国憲法においても、基本的人権の尊重を基本理念に掲げており、これに基づく「教育基本法」「児童福祉法」「児童憲章」は、全ての子ども的人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。

本市においても、子育ての基本は家庭であることから、子どもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、地域や職場など社会全体が一体となって支えていく佐賀市をめざし「子も親も心豊かに共育ち 地域・社会で育む子どもの笑顔」を基本理念として、平成17（2005）年3月に「佐賀市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援を行ってきました。その後、平成24（2012）年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27（2015）年3月に「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代育成支援行動計



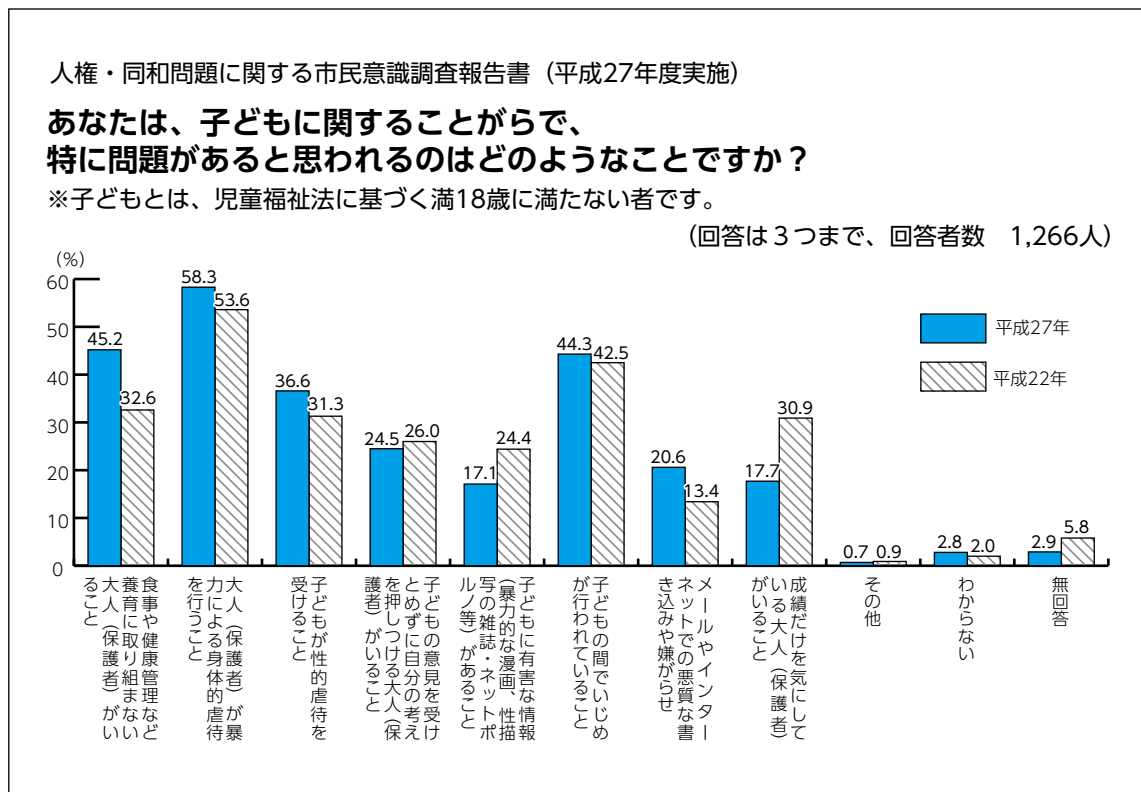
画の内容を可能な限り引き継ぐ形で子育て支援に取り組んでいます。

また、平成20（2008）年4月からは、「佐賀市未来を託す子どもを育てための大人の役割に関する条例（子どもへのまなざし条例）」を施行し、子どもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、家庭・地域・企業・学校等の全ての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会「子どもへのまなざし“100%”のまち」の実現をめざし、市民総参加で子どもを育てる市民運動として「子どもへのまなざし運動」を推進します。

(2) 課題

平成27（2015）年度に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」において、子どもの人権に関する問題で、最も多かった答えは「大人が暴力による身体的虐待を行うこと（58.3%）」で、次いで「食事や健康管理など養育に取り組まない大人がいること（45.2%）」の順となっています。

子どもと家庭を取り巻く問題は多岐にわたります。児童虐待、いじめや不登校、非行、貧困、保護者の精神的・経済的な問題、薬物、DVなど家庭内の問題がいくつも重なって複雑となり、長期にわたる支援が必要なケースも増えています。そのような状況の中で子どもが一人の人間として、社会の一員として人権が尊重され、子ども自身が個性豊かに健やかに育っていける社会を実現するためには、家庭、地域、企業、学校等の全ての大人が、子どもと家庭を取り巻く問題を意識しつつ、それぞれの役割を認識して子育てに主体的に関わることが重要です。また、子どもの成長と子育てを行政や地域社会等がそれぞれの立場から支援しなければなりません。



#### ① 子育て支援の推進

家庭や地域では、核家族化や地域社会の連帯感の希薄化のために家庭における育児力や昔ながらの地域における子育てを支援する機能が低下し、このため子育て中の親が孤立感を感じたり、子育てに関して不安感を募らせたりすることがあり、このような孤立感や不安感を軽減する必要があります。また、子育てに関する経済的負担感も大きく、子育て家庭への負担軽減が求められています。

職場では、依然として育児休業の取得や労働時間の弾力化に対する事業主の理解不足や取組が遅れています。また、保育施設に入所できない待機児童は、保育ニーズの増加に、施設整備等による保育定員の増が追いついておらず解消に至っていないことや、共働き家庭やひとり親家庭の増加などから、子育てと仕事の両立のための支援の充実が求められています。

#### ② 教育・啓発の推進

学校教育において「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の周知を図るとともに、社会教育における人権に関する研修や講座等の中でも、子どもの人権について教育・啓発を進める必要があります。このため、児童部門だけでなく広く他の部門との連携を取りながら子どもの権利にかかわる問題に対応し、地域コミュニティ、家庭、個人、企業などの社会全体の課題として受けとめることが大切です。今後は、従来の児童や家庭に対する福祉の枠組みを広げ、教育、労働、女性、都市整備など、他の部門との連携を強化して、子どもの人権を社会の全体的課題として捉え、総合的、計画的に推進していくことが重要です。

#### ③ 不登校やいじめ等の問題への取組

児童生徒の不登校の発生件数は、全国的にも、市内の状況を見ても、増大しています。その原因や背景については、複雑で多様な要因が考えられるため、この問題を解決するためには学校や家庭、地域社会が一体となって取り組まなければなりません。

また、いじめの問題についても、人権尊重の視点に立って一層支援を充実する必要があります。いじめについては、そのこと自体を発見しにくい一面があり、日頃の教育の在り方が問題であるという観点から、全教科、道徳・特別活動などを含めた全領域で取り組むことが重要です。さらに、毎月1日の「佐賀市いじめ・いのちを考える日」を通して、学校・家庭・地域・職場で命の大切さ、いじめの問題を考え、みんなの力でいじめをなくす取組を進めなければなりません。

今後は、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教職員のカウンセリング能力を高めるための研修を実施し、学校と家庭、地域社会が一体となって取り組む支援体制を、より一層充実していくことが必要です。

#### ④ 虐待の問題への取組

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、世代間連鎖など、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害となります。

また、虐待をしてしまった保護者も、子育てに不安や悩みを持ち、負担を感じていたり、精神的な問題や経済的な問題などを抱えていたりする 경우가少なくありません。このような問題を早期に発見し、的確に対応するために、市は「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との適切な連携の下、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援するとともに、子どもと保護者が一緒に育っていけるよう、保護者への啓発を行うなど、子育て・親育ちの取組を推進することが必要です。児童虐待の発生を防止するため教育・保育施設、学校等の教育機関、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関との連携をさらに強化し、子どもや家庭に対する支援を進め、子育てに対する理解と協力が得られる社会づくりをすることが求められます。

子どもの人権を守るためには、子どもたちには、それぞれ「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」があることを教え、その発達段階に応じて子どもの意思が尊重され、大人の考えと対立した場合には、お互いの意見を調整することが必要です。

子どもは保護の対象にとどまらず、自分自身の権利を守るために自分の意見を主張し行動できる「権利の主体」として捉え、「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえて、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが大切です。

### (3) 具体的施策の方向

#### ① 地域における子育て・親育ちへの支援

家庭における子育て等の知識を高め、家庭の教育力を向上させる取組を行います。また、子育て家庭が地域の中で、子育てに喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子どものライフステージに応じた子育て支援サービスを提供します。地域においては、子どもへのまなざし運動や児童健全育成の活動を推進し、子育てを地域で見守り支える取組を進めます。

#### ② 子どもの生きる力を育む環境の充実

幼児教育や学校教育の質の向上を図るため、環境を整備するとともに教職員等を対象とした研修を行います。また、子どもの豊かな心や健やかな体の育成に取り組むとともに、子どもの問題行動等へ対応するため、相談体制の強化及び地域や関係機関と連携した取組を進めます。

#### ③ 支援を要する子どもや家庭を支える取組の推進

児童虐待の防止、早期発見・早期対応のために、関係機関と緊密な連携を図りながら、要支援家庭への適切な支援を行います。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した方には通告の義務が課せられており、そのため児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」が設けられていることについて、関係者への研修や市民への啓発活動において周知を行います。

さらに、手当の支給や医療費の助成、及び就学援助等により子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

## ④ 親子の健康の確保と増進

妊娠期からの切れ目ない親子の健康づくりや食生活を見直し、健康的な生活を送るための支援を行うとともに、救急医療の確保における小児医療の充実に努めます。

## ⑤ 仕事と家庭との両立の推進

「仕事と生活の調和」の実現に向け、労働者、事業主、地域社会の理解や合意形成を促進する取組を行います。また、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

## ⑥ 子どもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備

子どもや妊婦等における、歩道や公共施設等の利便性を高めるとともにバリアフリー化の推進を図ります。その他、交通安全への確保の取組や子どもを危険から守る取組を進め、子育て世帯が安心して生活できる環境の確保に向けた取組を行います。

## POINT

## 佐賀市の子育てガイドブックHug

子育て支援制度の手続きや相談窓口等の情報を発信することで、子育てがしやすい環境をつくることを目的としています。子育て中の皆さんの情報収集ツールとしてぜひご利用ください。

以下のアドレスを入力すると、Web版のガイドブックをご覧になることができます。

<https://www.city.saga.lg.jp/main/18.html>





## 4 高齢者の人権問題

### (1) 現状

我が国は、平均寿命の伸びや少子化等を背景に、世界でも例のない速さで高齢化が進んでいます。将来予測として、平成37（2025）年までに団塊の世代が75歳以上となる時期を迎え高齢化率は30%を超え、5人に1人が75歳以上となる状況が見込まれています。

全国平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに伸びると予測され、平成47（2035）年には3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会を迎える状況です。

また、65歳以上の認知症高齢者数の将来推計は、平成24（2012）年は、認知症高齢者数が462万人と65歳以上の高齢者の約7人に1人でしたが、平成37（2025）年には約5人に1人になると推計されています。

本市においても、高齢化が進んでおり、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成24（2012）年度末23.9%であったものが、平成29（2017）年度末には27.2%となっています。

国においてはこうした状況に的確に対応し、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、介護サービス基盤の整備を含む総合的なプランとして、新たに「ゴールドプラン21」が策定されました。平成26（2014）年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築し、それとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。平成29（2017）年5月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

本市では、高齢化率が年々増加し、介護サービスの需要が高まる中、高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な事業者や住民が連携した地域包括ケアシステムを構築していくことがますます重要になっています。

そのために、既に始めている事業や取組をしっかりと踏まえた上で、さらに充実した地域包括ケアシステムの在り方を描いていくことが大切になります。

このようなことを踏まえ、平成30（2018）年3月に「佐賀市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が、たとえ介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活が自分の意志で可能となるよう、保健・医療・福祉が連携し、その人らしくいきいきと生活できる社会の実現をめざして、高齢者対策に関する施策の充実を図っています。

### (2) 課題

高齢者が、健康で豊かな生涯を過ごすためには、人間としての尊厳が重んじられる、明るい社会をつくる必要があります。核家族化、少子化が進む中、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。また、高齢者と同居している世帯においても、様々な要因により、家庭の介護力低下が進行しています。そのために、高齢者と若年層との相互理解や連帯感が薄れており、高齢者に対する理解や関心を深めることが求められます。

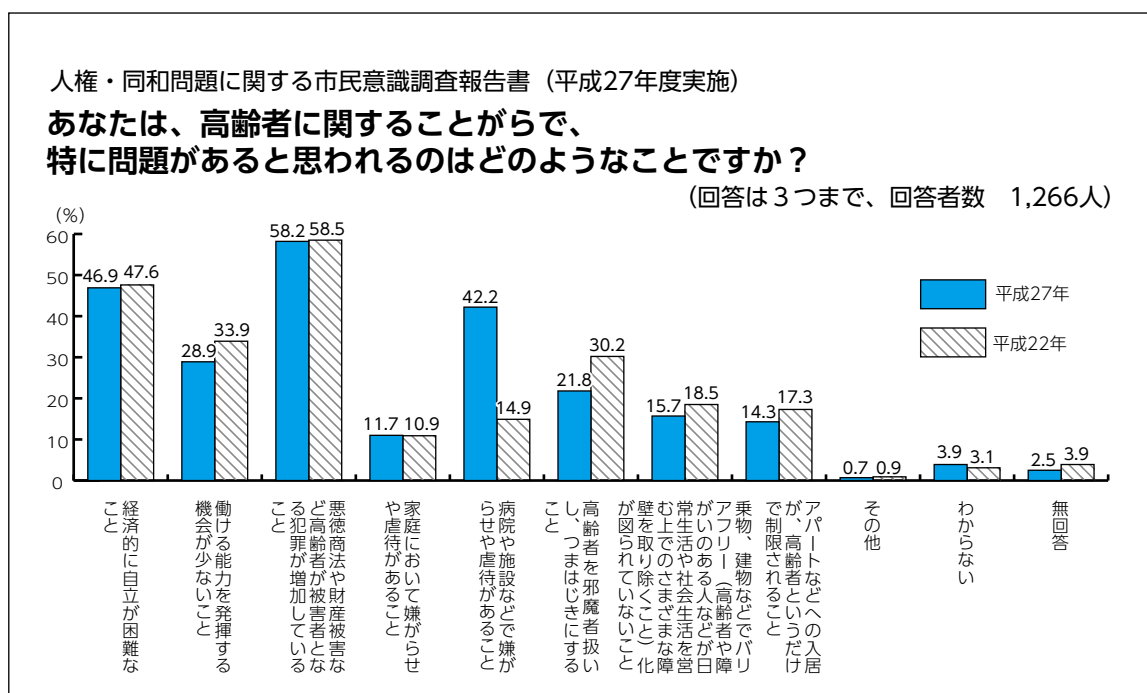


そして、認知高齢者の増加に伴い成年後見制度の必要性が一層高まっており、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

さらに、高齢化の進行による、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者の増加は、要介護者を抱える家族の心身の負担を非常に重くしています。「介護疲れ」の状態に陥ることによって、家族の人間関係が損なわれたり、要介護者に対する虐待（身体的虐待、心理的虐待、介護放棄、経済的虐待、性的虐待）が起きています。平成27（2015）年度に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」において、高齢者の人権に関する問題で最も多かった答えは「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪の増加」（58.2%）となっており、このほかにも高齢者の人権が著しく侵害される様々な問題が生じています。そのため、相談体制のさらなる充実を図り、きめ細かい福祉サービスの実施により、虐待等の防止と適切な対応に努める必要があります。

一方では、可能な限り自立して生活を送りたいと考える高齢者も多く、これらの人々に対しては、健康の保持、疾病の予防といった観点から、健康づくりの必要性や、その個性や能力を十分に発揮しながら生きがいをもって生活し、活動できるような環境づくりが必要とされています。

このような状況の中、平成12（2000）年4月にスタートした介護保険制度は、その後3年ごとに制度改正が行われ、平成30（2018）年度からは新しい計画として第7期介護保険事業計画がスタートしました。この介護保険事業計画において、高齢者がそれぞれの経験と能力をいかして社会参加できるような環境の整備と、在宅福祉サービスのさらなる充実を図り、市民一人一人が、高齢社会と高齢者に対する理解を深めるとともに、地域で支え合う体制づくり「地域包括ケアシステム」を必要としています。また、介護に当たっては、家族や介護サービス従事者の役割がますます重要になっており、そのため、高齢者に対する敬愛や尊厳の気持ちを育てるための、人権教育・啓発の推進を図ることが求められています。



(3) 具体的施策の方向

① 高齢者に対する人権侵害の発生防止

高齢者の権利擁護に関するパンフレットの配布や講習会の開催など高齢者の権利擁護に関わる制度など普及啓発を行い、人権尊重意識を高めるための教育・啓発を、あらゆる場において積極的に推進します。

② 高齢者の健康教育・健康相談の充実

ますます増加する一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの実現に向けて、健康・福祉・介護など高齢者の生活全般の総合相談窓口である地域包括支援センターが核となり、地域の関係機関と連携を強化しながらその支援の充実を図ります。

また、サロンや老人クラブなどへ出向き、健康上の相談や介護予防に関する相談などを受け、将来的に要介護状態にならないような生活習慣の改善や介護予防に関する健康教育を実施し、健康保持のため、保健・福祉・医療の各種サービスが一体となり、生涯を通じた健康づくりを促進します。

③ 高齢者の心身機能の維持向上や家庭介護の負担軽減

65歳以上の高齢者を対象とし、介護予防を目的とした「運動器の機能向上」に効果があると認められる元気アップ教室などを実施し、要介護状態への移行を予防するため取組を充実させるとともに、家族介護教室や介護用品支給事業などの家族介護者支援事業の充実、福祉施設の整備を図ります。

④ 生きがい対策を推進

地域のボランティアなどが、家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者などに対し、閉じこもり防止のため趣味、レクリエーションなど生きがいづくりの活動などにより高齢者が出かけられる場として高齢者ふれあいサロンを支援していきます。

また、豊富で多様な知識と経験をいかして社会参加できるように環境を整備します。

⑤ 高齢者が安全かつ快適に生活できるようなまちづくり

高齢者を地域全体で見守り、高齢者に異変を感じたら「おたっしや本舗（地域包括支援センター 44ページ参照）」に連絡し、必要なサービスにつなげる「高齢者見守りネットワーク」により高齢者に優しい街づくりや地域包括の支え合い、居場所づくり等を含めた住みよい環境づくりを推進します。

⑥ 高齢者の雇用機会の確保

高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場をあっせんするシルバー人材センターに助成し、雇用環境を整備します。また、高齢者の雇用促進を図るために各種媒体で情報を発信し、高齢者の意欲と能力に応じた能力開発を進めます。

⑦ 高齢者の相談支援体制の構築

高齢者の生活上の相談を身近な場所で気軽に行えるよう「おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）」を活用し、さらに住民への周知徹底を図り、高齢者の健康・福祉・介護の施策に関する相談支援体制の構築を推進します。

⑧ 高齢者の権利侵害防止

高齢者が虐待や財産侵害の被害者とならないよう高齢者虐待、消費生活被害防止のための取組を推進します。

⑨ 成年後見制度の利用促進

市民へ成年後見制度等権利擁護に関する理解を深めるため、研修会を年1回程度実施するとともに無料法律相談の実施など普及啓発に努めます。



POINT

おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などの様々な機関と連携し、総合的に支援するために設けられた相談窓口です。より身近な地域で対応できるよう担当地区を分け、佐賀市内に15か所設置しています。

名称	所在地	電話番号	担当地区
おたっしゃ本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	栄町1番1号(佐賀市本庁舎内)	40-7284	観興・神野
おたっしゃ本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	南佐賀一丁目13番5号	41-5770	赤松・北川副
おたっしゃ本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	嘉瀬町大字扇町2358番地1	41-7500	日新・嘉瀬・新栄
おたっしゃ本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	兵庫町大字淵1903番地1	33-5294	循誘・巨勢・兵庫
おたっしゃ本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	本庄町大字本庄289番地3	41-8323	西与賀・本庄
おたっしゃ本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	若楠三丁目1番11号	20-6539	高木瀬・若楠
おたっしゃ本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	金立町大字千布2991番地1	71-8100	金立・久保泉
おたっしゃ本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	鍋島三丁目3番20号 鍋島シェストビル2階	97-9040	鍋島・開成
おたっしゃ本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	諸富町大字諸富津1番地2 (諸富支所内)	47-5164	諸富町・蓮池
おたっしゃ本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	大和町大字尼寺1870番地 (大和支所内)	51-2411	大和町
おたっしゃ本舗 富士 (佐賀市富士地域包括支援センター)	富士町大字古湯2685番地 (富士支所内)	58-2810	富士町
おたっしゃ本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	三瀬村藤原3882番地6 (三瀬保健センター内)	56-2417	三瀬村
おたっしゃ本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	川副町大字鹿江623番地1 (川副支所内)	97-9034	川副町
おたっしゃ本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	東与賀町大字下古賀1193番地 (東与賀支所内)	45-3238	東与賀町
おたっしゃ本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	久保田町大字新田1109番地1 (久保田支所内)	51-3993	久保田町

## 5 障がいのある人の人権問題

障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に推進されています。本市は、障がいのある人が、必要な支援や社会参加の機会などが確保され、障がいのある無しに関わらず、互いに尊重し合い、地域においていきいきと生活する社会づくりをめざしています。障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるためには、その人自身が自立する意思を持ち、何事にも積極的に参加していくとともに、市民一人一人が障がいや障がいのある人の人権に対して理解を深め、ともに暮らす「完全参加と平等」の社会づくりをめざして、差別や偏見の解消に取り組む教育・啓発活動に努めなければなりません。

### (1) 現状

本市における障害者手帳所持者数は、平成29（2017）年度末現在で身体障がい者が10,823人、知的障がい者が2,379人、精神障がい者が1,656人、また、精神通院医療受給者が3,859人となっており、その数は徐々に増加し、高齢化の波を受けて身体障がい者に占める高齢者の割合が高くなっています。

また、発達障がいや難病患者等の障害者手帳を持たない人の数も徐々に増加している傾向にあります。

本市では社会の変化による新たな課題に対応するため、平成21（2009）年9月に「新佐賀市障がい者プラン」を策定し、障がい者がその持てる能力とその個性を十分に発揮しながら、いきいきとした生活を送ることができるよう、社会の全ての人と共に社会の一員として暮らす「共生（共に生きる）」の考えに基づき、「自立（律）とその支援」をメインテーマに障がい者施策を積極的に推進してきました。

この間、国においては平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置を規定しています。条約の批准に向けて、平成23（2011）年8月「障害者基本法」の改正、平成24（2012）年10月「障害者虐待防止法」の施行、平成25（2013）年4月「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正、平成25（2013）年6月「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正など、様々な法制度の整備が行われました。

そして、平成28（2016）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務づけられるとともに、民間事業者においても合理的配慮の提供について努力義務として規定されました。

このように障がい者を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これに対応するため、本市の総合計画に掲げるまちづくりの目標や政策を踏まえ、障害者基本法に基づいた「佐賀市障がい者プラン（5か年計画）」を平成27（2015）年3月に策定しました。



地域住民が障がいと障がい者を理解し、共に支え合い、つながりを深め、共生社会を創造していくことがさらに求められているため、引き続き障がいのある人に関する施策を総合的、計画的に推進することとしています。

また、発達障がい者支援の一層の充実を図るため、平成28（2016）年8月に「発達障害者支援法」が改正・施行され、法の目的に、切れ目のない発達障がい者支援の重要性及び障害者基本法の基本理念にのっとった個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることが明示されました。

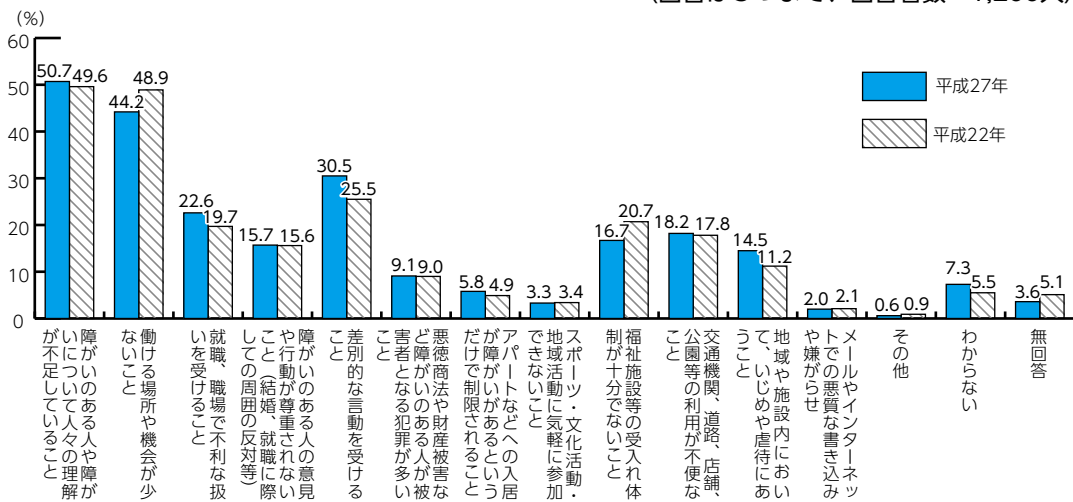
これを受けて、本市では、発達障がい者の乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を実施することで、発達障がい者が自分らしく自立した生活を送ることができるように、発達障がい者に関する施策について協議・検討を行っています。

さらに、学校教育でも、市内の小・中学校の児童生徒との交流教育や、地域住民との交流活動事業を実施し、また、インクルーシブ教育（障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ）の一環として疑似体験活動など、障がいのある人への理解と協力を求める啓発活動を進めています。

人権・同和問題に関する市民意識調査報告書（平成27年度実施）

**障がいのある人に関することがらで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか？**

（回答は3つまで、回答者数 1,266人）



障がいのある人の人権に関する問題で、最も多かった答えは「障がいのある人や障がいについて人々の理解が不足していること（50.7%）」で、次いで「働ける場所や機会が少ないこと（44.2%）」、「差別的な言動を受けること（30.5%）」の順となっています。

障がいのある・なしにかかわらず、誰にでも同じように「人権」があります。障がい者が社会的に活動し、日常的に安心して生活していくために、「障がい」と「障がい者」について理解が深まるよう啓発活動に努めなければなりません。

## (2) 課題

### ① 障がい者の状況に応じた支援

障がい者、さらに介助する人の高齢化が進行していることから、障がい者やその家族の状況等を把握する必要があります。また、ライフステージや障がい特性に応じた支援が必要になることから障がい者が抱える問題や状況を把握し、必要な支援を行うことが求められています。

### ② 障がい者への情報提供・相談支援体制

本市では、「障がい者福祉サービスのご案内」を始めとして、障がい者への福祉サービスの案内等をわかりやすく情報提供するよう努めてきました。今後も、より一層工夫し、わかりやすい広報等を継続します。また、相談体制を充実し、周知を図るとともに、相談員の専門性を高めるなどの必要性があります。このほかにも、佐賀地区自立支援協議会の機能強化を図る必要があります。

### ③ 障がい福祉サービスの充実

障がい者の在宅生活を支える居宅介護等の訪問系、生活介護等の日中活動系などのサービスの充実を図る必要があります。

特に、障がい者の家族等が緊急な用件等で見守ることができない場合に、いつでも受け入れ可能なショートステイや、居住機能を確保するためのグループホーム等の整備が求められます。

### ④ 障がい児支援の充実

障がい児の早期発見を図り、関係機関に適切につなぐ必要があります。療育の提供などの福祉と教育が連携し、特別な支援が必要とされる児童・生徒への教育等を教育・保育施設と小中学校等との関係機関が連携して対応する必要があります。そのための相談支援体制の充実が必要です。また、障がいのある児童生徒への豊かな情操教育や、特別支援学校卒業後等における就労支援が必要です。

### ⑤ 障がい者の就労支援

障がい者の生活の安定、生きがいづくりとして就労は必要とされます。このため、事業者の障がい者への理解に基づく障がい者雇用の推進、労働環境整備が必要とされます。また、就労継続支援事業の工賃アップを含めた事業の推進と、適正な事業運営、一般就労に向けた就労移行支援の充実等が求められます。

### ⑥ 活動の拠点整備

障がい者の社会的な活動の場、創作活動、生産活動、交流の場が必要とされています。その場所の一つが地域活動支援センターですが、実施箇所数の減少もあって利用者は減少しています。障がい者の活動拠点の整備が必要です。

⑦ 文化・スポーツ等の活動支援

障がい者の生活の充実を図り、心身の健康維持・増進のための活動の支援が求められています。このために、障がい者の文化・スポーツ等の活動の場の提供と、活動の支援が必要です。

⑧ 障がい者の活動しやすさ・環境整備

外出時に不便や困難性を感じることで、歩道、公共施設等に階段や段差が多いことや、道路に自転車駐輪や立看板などの障害物が多いことも指摘されており、障がい者が安心して外出し、活動できるバリアフリー化などの環境整備が求められています。あわせて、視覚的なバリアフリー化も必要です。

⑨ 障がい者の権利擁護・理解促進・啓発

障がい者への差別や偏見等をなくし、障がいや障がい者への理解を深める必要があります。そのために啓発や教育活動が必要であり、障がい者の人権を尊重する権利擁護の取組の推進が求められています。「障害者差別解消法」等の法制度の周知や適切な運用を図る必要があります。

⑩ 障がい者と地域との結びつき強化、地域における支援体制の構築

障がい者の日常的な生活支援や災害時における支援等においては、近隣の地域住民の支援が不可欠であり、その体制を検討しておく必要があります。困難事例等が発生した場合に、地域住民と専門職や行政が連携して対応できる支援体制の構築も必要とされます。

⑪ 災害時等の緊急時の支援体制の構築

災害のおそれがある場合に、障がい者に状況を伝え、速やかな避難を支援できる体制を構築する必要があります。そのために、過去の大災害を教訓とした防災訓練や福祉避難所の設置が求められています。

(3) 具体的施策の方向

① 障がい者の現状を把握する仕組みづくり

ライフステージに応じて、障がい者とその家族の状況と問題を把握し、解決に向けて対応できる仕組みづくりを進めます。

② きめ細かい障がい福祉サービスの提供

障がい福祉サービスのわかりやすい情報提供に努め、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの適切な提供ができるように、提供体制の充実・強化を図ります。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスを提供し体制の構築をめざします。

**③ 障がい児の未来に向けた仕組みづくり**

障がい児に必要な支援へ適切につなぎ、障がい児とその保護者に寄り添い支援できる相談支援を教育・保育施設と小中学校との連携の下で推進します。

特別支援学校卒業時等における就労に向けた相談支援の充実を図るとともに、就労に向けた教育の充実を働きかけます。

**④ 生きがいを持って働ける場づくり**

障がい者が充実した日々を過ごし、生きがいを持って活動できるように、企業等の障がい者への理解を図りながら、障がい者雇用の促進を図ります。

**⑤ 多様な活動の振興・場づくり**

障がい者の文化・スポーツ活動の振興を図ります。

障がい者が日常生活の中で社会的に活動でき、交流できる場所の整備を図ります。また、障がい者やその家族の集会所などの施設利用における負担の軽減を図ります。障がい者の日中の活動場所として、「障害者総合支援法」に基づく地域活動支援センターの充実を図ります。

**⑥ 活動しやすい安全・安心なまちづくり**

障がい者の住宅の確保を図るとともに段差解消など住みやすい住宅整備を推進します。

安心して外出できる歩道等の屋外空間のバリアフリー化を推進し、障がい者に配慮した自転車駐輪・駐車場利用等の推進を図ります。

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン等の推進を図ります。

**⑦ わかりあえるまちづくり**

「障害者権利条約」の批准、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」の成立、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の制定を踏まえて、これら法律等の周知に努めるとともに、障がい者の人権と自由の享有を確保する取組を進めます。そのために、障がいと障がい者への理解を深め、人権を尊重する意識の啓発に取り組みます。

さらに、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の制定を受けて、県と連携しながら、障がい者が円滑に意思疎通を図れるように施策を推進していきます。

**⑧ いつでも、つながる 支え合う体制づくり**

地域住民と障がい者がつながり、避難支援の必要性などの情報を共有化し、災害のおそれがある場合に、避難支援など支え合うことのできる体制の構築をめざします。

POINT

**障害者差別解消法**（平成28年4月1日施行）

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

「障害者差別解消法」では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

**「不当な差別的取扱いの禁止」とは**

行政機関や民間事業者が、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

**不当な差別的扱い（障がいのない人より不利に扱う）の例**

- 障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否する
- 本人を無視して、支援者や介助者、付添人のみに話しかける
- 障がいを理由に付添人の同行を求めたり、逆に拒んだりする など

**「合理的配慮の提供」とは**

行政機関や民間事業者が、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

**合理的配慮の例**

- 耳や目が不自由な方に筆談や読み上げなどを行う
- 高い所に置かれた商品などを取って渡す
- 本人が希望する方法で、丁寧でわかりやすい説明を行う などの行為

**この法律で守らなければならないことのポイント**

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
<b>国の行政機関・地方公共団体等</b>	<b>禁止</b> (してはいけない)	<b>法的義務</b> (しなければならない)
<b>民間事業者等</b> ※民間事業者には個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます	<b>禁止</b> (してはいけない)	<b>努力義務</b> (するように努力する)



## 6 外国人の人権問題

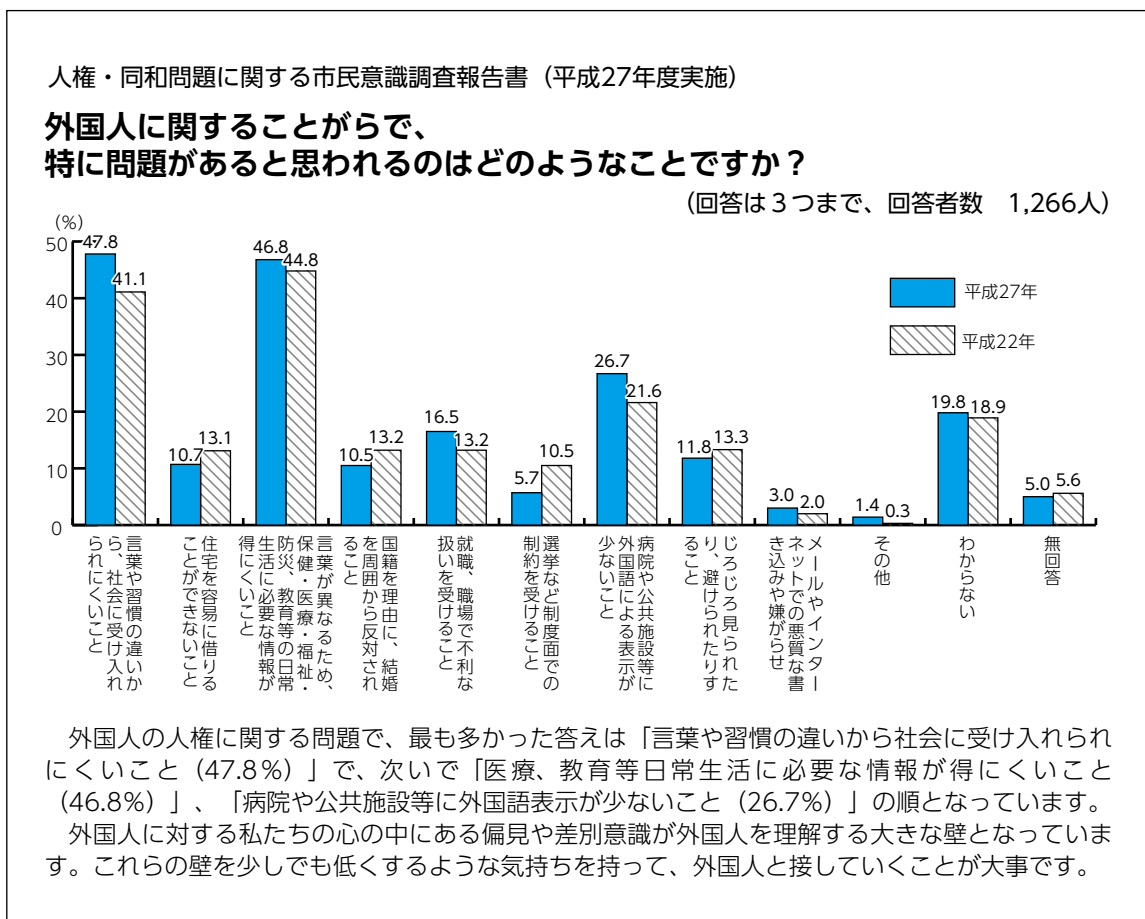
### (1) 現状

国内では様々な分野における国際化の進展に伴い、法務省入国管理局の「平成29年における外国人入国者数及び日本人出国者数等の速報値」によると、日本に入国する外国人は増加しており、平成29年には約2,743万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。

日本は、歴史的にも地理的にもヨーロッパ、アメリカや他のアジアの国々と比較して外国人との交流経験が少なく、言葉の違いや価値観、歴史観などの違いによる差別意識や偏見が見られ、外国人が日常生活にとまどったり、不利益な扱いを受けたりするなどの問題が発生しています。

近年、国内では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチがまん延している状況があり、こうした事態の解消のために、平成28（2016）年には、「ヘイトスピーチ対策法」が施行されました。

本市においては、平成29（2017）年9月末現在、外国人登録者数は約1,600人となっています。国籍別に見ると、中華人民共和国が25%、次に韓国・朝鮮が17%、ベトナム15%、フィリピン12%となっており、そのほかの国々を含めて、アジア各国の合計が全体の9割を占めています。また、在留資格別に見ると、永住者が23%、留學生が22%、技能実習が18%を占め、技能実習の割合は徐々に増えています。平和条約に基づき日本国籍を離脱した人とその子孫である「特別永住者」は10%を占めています。



## (2) 課題

市内では、現状においてヘイトスピーチが問題になるケースは起きていないものの、県内では平成26（2014）年に複数の少年が外国人留学生に対し生卵などを投げつけるといった事件が発生しました。今後、流通、運輸、建設、介護、福祉分野などの職場では、外国人労働者が増加すると予想され、多文化共生の促進が求められる中で、外国人への差別や偏見をなくすためには、私たち市民一人一人が「人権は国籍と国境を越え、全ての社会において普遍的価値を有するものである。」との共通認識を持ち、歴史、宗教、文化、生活習慣などの違いを理解し、認め合うことが大切です。そして、国籍や民族を問わず、個人の尊厳と基本的人権を尊重し合い、敬愛し、協力し合う心を育て、共に生きる社会を創造するための人権教育・啓発を推進することが重要です。

そのためには、市民と外国人の交流を促進するとともに、日本に滞在する外国人の生活習慣の相違や情報の不足をサポートするための機能の充実と、人権相談窓口の整備を進める必要があります。

本市には、毎年バルーン大会において、多くの市民と外国人が交流し、相互理解を深めている良い環境があります。さらに、様々な機会を通して市民の人権意識を高めるための啓発に積極的に取り組む必要があります。

## (3) 具体的施策の方向

### ①教育・啓発

市民が人権とは何かということを理解し、特に外国人に対する人権を尊重する意識を高めるため、地域や企業、学校において人権教育・啓発活動を推進します。

### ②相談窓口の充実

特別永住者等の外国人が抱えている様々な問題に対する相談窓口機能の充実など、外国人向けの支援体制の整備に努めます。

### ③多文化共生社会の推進

言葉や生活習慣の相違や情報の不足などから、地域や学校、職場などで様々な問題が生じています。こうした状況を克服するために、佐賀市国際交流協会やNPOなど民間の支援団体と連携し、初級日本語集中講座等、現在実施している外国人への支援についての情報や市民ができる支援方法を市民に広く周知することで外国人への支援につなげます。また、市民と外国人との交流等を通し、国籍や民族など異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」を推進します。

### ④多文化醸成教育の充実

外国にルーツを持つ子どもたちに対しての日本語教室の充実や、国民性や生活様式、歴史、文化の違いを相互に尊重し合うことをめざす、いわゆる「多文化醸成教育」の充実を推進します。

## POINT

## ヘイトスピーチを許さない。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながります。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現のためには、こうした差別的な言動は許されるものではありません。

**STOP! HATE SPEECH**


# ヘイトスピーチ、 許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。  
 こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、  
 差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。  
 違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

**ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!**

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が  
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

 **法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会**

## 7 患者等の人権問題

現在、感染症や難病等に対する無理解や思い込み、過度の危機意識などから偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者やその家族に対する様々な人権問題が生じています。

病気に苦しむ患者やその家族には、病気や治療に伴う身体的・精神的苦痛、治療等に要する経済的負担に加えて、周囲の人々の偏見や差別により二重三重の苦痛を感じている人が少なくありません。こうした偏見や差別の解消が課題となっています。

### (1) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。

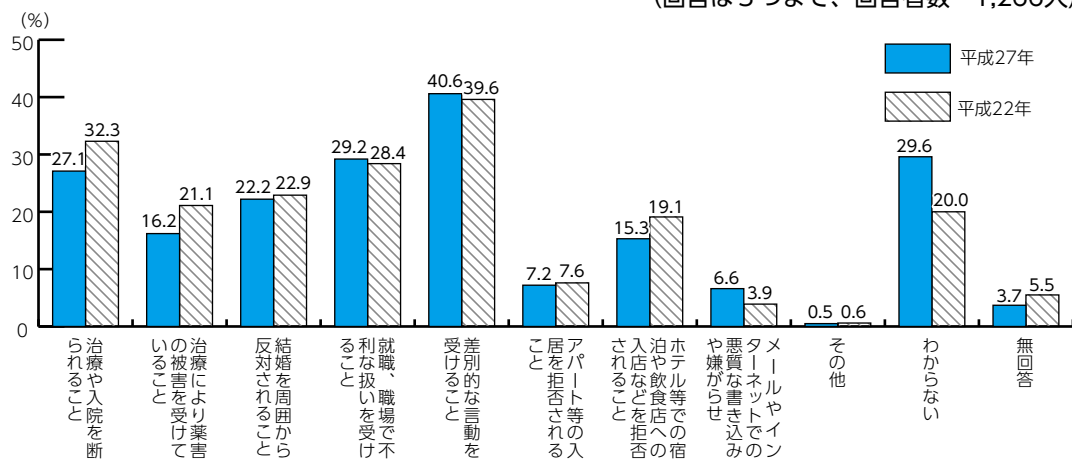
HIVは性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。しかし、正しい知識や理解の不足から、エイズ患者やHIV感染者等に対して多くの偏見や差別意識を生んできました。そして、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で深刻な人権問題となって現れました。

HIV感染者等が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、周囲の人々の理解と支援が欠かせません。このため、HIV感染者等についての正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、HIV感染の予防に関する啓発を行う必要があります。

人権・同和問題に関する市民意識調査報告書（平成27年度実施）

### HIV感染者・ハンセン病元患者等についてのことがらで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか？

（回答は3つまで、回答者数 1,266人）



HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権に関する問題で、最も多かった答えは「差別的な言動を受けること（40.6%）」で、次いで「就職、職場で不利な扱いを受けること（29.2%）」、「治療や入院を断られること（27.1%）」の順となっています。

誤った知識や理解不足から、HIV感染者・ハンセン病元患者及びその家族への偏見や差別を生み出しています。このためHIV感染者・ハンセン病元患者について正しく理解し、地域社会において誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

**【具体的施策の方向】**

- ① HIV感染やエイズについて正しい知識と理解を深め、患者・感染者等に対する偏見・差別の解消を図るとともに、人権尊重への理解を深めるため、企業・職場の研修、広く市民を対象とした普及、啓発活動の推進に努めます。
- ② 学校教育におけるエイズ教育の推進に努めるとともに、教職員への人権意識の高揚を図るための教育・啓発をさらに充実させ、その資質の向上を図ります。
- ③ 佐賀県や医療機関との連携を密にし、相談窓口等へ適切に誘導するなど、感染者等の不安の軽減に努めます。

**(2) ハンセン病元患者等**

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、飲食・入浴等の日常生活で感染することはほとんどなく、遺伝する病気ではありません。感染したとしても発病する可能性は極めて低く、万一発病した場合であっても、治療方法が確立しており、早期治療により障がいを残すことなく外来治療で治癒する病気です。

我が国では明治以降、病気に関する誤った認識からハンセン病患者に療養所への入所を強制する隔離政策がとられてきました。この隔離政策は、昭和28（1953）年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和35（1960）年になってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となり、WHO（世界保健機関）が外来治療への転換を勧告した後も、依然として続けられました。

平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなりました。しかし、療養所入所者の多くは、病気は完治していますが、根強い偏見や差別に加えて、これまでの長期間にわたる隔離などにより家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化やハンセン病の後遺症である身体の障がい等により、現在も多くの人が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような状況の下、平成13（2001）年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出されましたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進などの措置が講じられることになり、平成21（2009）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

しかし、今日なお、ハンセン病に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、宿泊拒否事件が発生するなど、日常生活における偏見や差別には根強いものがあります。

このような偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者・元患者等の個人の尊厳が守られ、誰もが地域社会において安心して暮らすことのできるような社会を実現するため、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発のなお一層の推進に努めます。



### (3) 難病患者等

難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とする場合もあります。

また、経済的に大きな負担となるばかりでなく、介護等に著しく労力を要するため、家族にとっても身体的、精神的な負担は計り知れないものがあります。

難病は、その種類も多く様々な病気の特性があり、また個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、全く健康な人と変わらない場合もあります。

さらに、就労については、軽症の人や症状が回復した人であっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある就職が困難なこともあります。

そのため、患者等の中には、病気に対する無理解や偏見により就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要になっています。

難病患者等のそれぞれの人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。

また、難病患者への就労支援などについては、関係機関と連携しつつ、これらを推進する佐賀県や佐賀県難病相談支援センター等との連携を図ります。

さらに、市が委託している地域活動支援センターにおいても同じ病気を持つ患者や家族等がお互いの不安や悩みを分かち合い、支え合えるような活動の場としての充実に努めます。

### (4) がん患者

我が国において、がんは、昭和56（1981）年以降、死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計されています。

平成19（2007）年4月にがん対策基本法（以下「基本法」という。）が施行、同年6月にがん対策推進基本計画が策定されるなど、国を挙げてがん対策の充実が図られた結果、死亡率の低下や5年相対生存率が向上するなど、一定の成果が見られたものの、がん種、就労等の患者それぞれの状況に応じた医療や支援が不十分であること、がん罹患をきっかけとした離職者の割合が改善していないことなどの課題が指摘されています。

がん対策をより一層進めるため、平成28（2016）年には基本法が改正され、「適切な医療と支援」、「がん患者に関する国民の理解の深化」により、「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会」の構築をめざすとされています。

このような社会の実現に向け、本人と家族の生活の質を維持するために、がん診療連携拠点病院や佐賀産業保健総合支援センター、ハローワークなどの関係機関との連携強化によるネットワークの構築及び窓口機能の充実を図ります。

## 8 犯罪被害者等の人権問題

全国の刑法犯認知件数自体は、平成27年次109万8千件、平成28年次99万6千件、平成29年次91万5千件と減少傾向にあるものの依然として高い水準にあります。また、平成29（2017）年7月に改正刑法が施行され、性犯罪に関し大幅な厳罰化が図られました。

犯罪被害者等は、犯罪によって生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア取材などによる二次的被害にも苦しめられます。それは被害者本人にとどまらず、その家族や友人などにも及びます。

欧米では、犯罪被害者等の権利として、個人として尊重される権利、加害者の刑事手続等に関与し、知る権利、被害回復を求める権利、物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利等が確立し、社会全体で総合的に犯罪被害者等支援を行う仕組みが構築されています。

近年、犯罪被害者等の人権に関する社会的な関心が高まり、平成16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成28（2016）年には同法に基づき「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための施策が示されました。

### (1) 現状

佐賀県の刑法犯認知件数は、平成27年次5,422件、平成28年次5,089件、平成29年次4,331件です。県では、平成26（2014）年に「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を制定し、同条例に基づく「防犯あんしん計画」を推進するとともに、平成29（2017）年4月には、犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例」が施行されています。

本市の刑法犯認知件数は、平成27年次2,085件、平成28年次1,857件、平成29年次1,660件です。このような状況の中で、平成29（2017）年10月に総合相談窓口の設置、見舞金支給制度等を盛り込んだ「佐賀市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援をしています。

### (2) 課題

犯罪被害者等の人権を考えるに当たって、そもそも犯罪被害者等を生むような重大な犯罪そのものを未然に防止することが大切であることは言うまでもありません。しかし、残念ながらそうした重大な犯罪が生じた場合であっても、決して二次的被害を招くことがないよう、誰もが犯罪被害者になる可能性があるとの認識の下に、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進することが必要です。

(3) 具体的な施策の方向

① 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口を生活安全課に設置しています。犯罪被害者等への支援については、佐賀県、警察、NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の各関係機関及び庁内連絡会議の関係部署と連携を図りながら適切に行ってまいります。

② 見舞金の支給

犯罪行為により死亡し、又は障がいを受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち規則で定めるものに対し、一時的な生活資金として見舞金を支給します。

③ 広報啓発活動

市民の人権意識の高揚と犯罪被害者等に対する現状や支援の重要性についての理解を深めるため、リーフレット等を活用し広報啓発に努めます。

④ 研修会の開催

警察や民間支援団体等と連携を密にし、犯罪被害者等への支援体制を整えるとともに、実際に犯罪被害者等と窓口で接する機会のある担当職員等を対象とした研修会等を通じて資質向上を図り、支援の充実強化を図ります。

◆犯罪被害者が抱える様々な問題

○心身の不調

恐怖、不安、怒り、自責の念から生じる不眠、食欲不振、めまい、神経過敏など。

○生活上の問題

従前の住居に住むことができない。被害にあったことで仕事ができなくなり収入が途絶える。医療費や裁判などに費やす時間的、経済的負担。

○捜査、裁判などに伴う様々な負担

手続きなどのため、複数の機関で事件について何度も説明を求められたり、法廷へ出廷するなど慣れない環境に置かれたりすることなど、裁判や捜査の過程における精神的、時間的負担。

○周囲による傷つき

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレスや不快感。被害者の心情に沿わない安易な励まし。

◆私たちにできること

犯罪被害を受けた後、再び安心して平穏な日常を過ごせるようになるためには、身近な方、地域の方々の理解と支えが必要となります。

まず犯罪の被害に遭い、苦しんでいる人がいるということを知り、被害者のことを他人事と考えず、自分の身に起こったらと考えるように心がけましょう。

POINT

佐賀市犯罪被害者総合相談窓口

もし、自分や大切な人が犯罪に巻き込まれてしまったら・・・  
安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現のために

相談  
内容

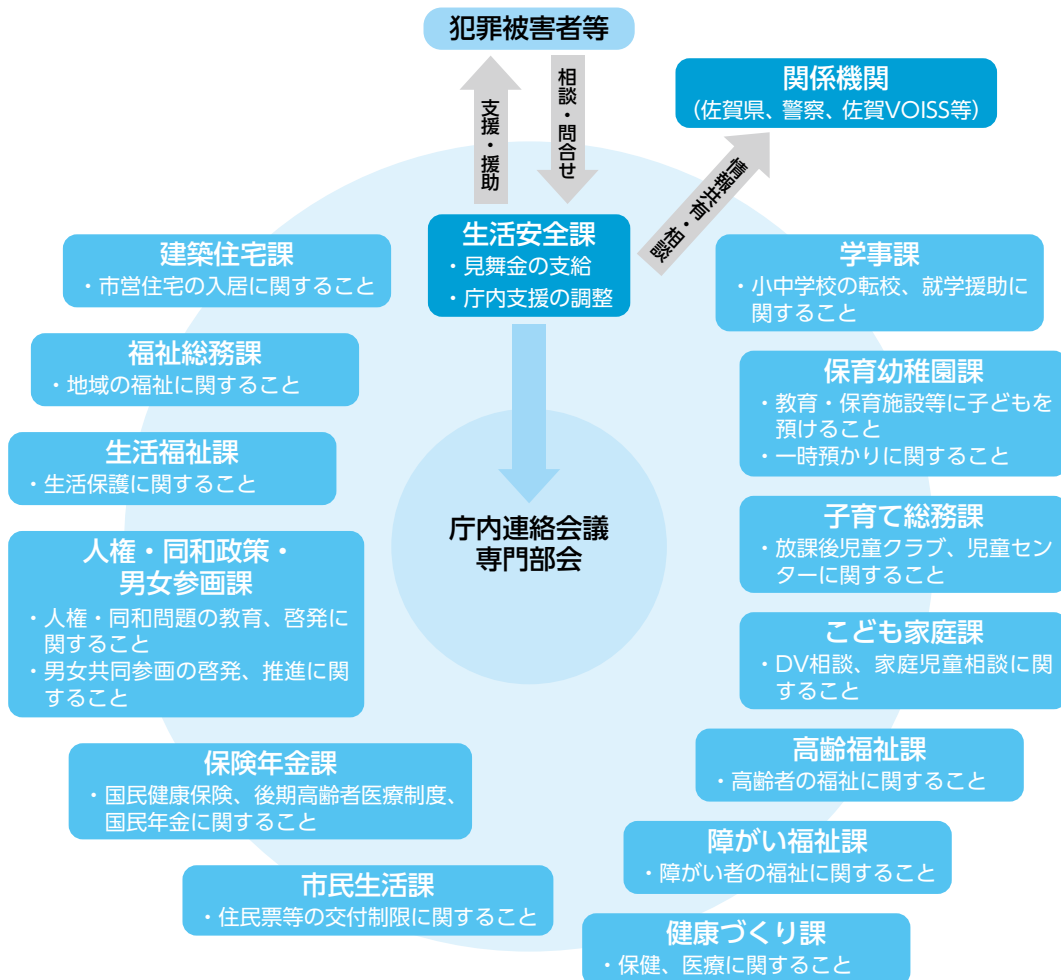
- 犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談
- 各種支援制度や関係機関等の紹介

相談先

佐賀市 生活安全課交通安全・防犯係

☎0952-40-7012 (平日 9時～17時45分)

犯罪被害者等支援のネットワーク



犯罪被害者等への支援については、各関係機関及び市内連絡会議の関係部署と連携を取りながら適切に行ってまいります。

※犯罪被害者等…犯罪等による被害者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する方をいいます。

## 9 性的指向・性自認等に関する人権問題

世の中には、多くの人たちと異なる特徴を持つ人たちがいます。性の在り方は、虹色のように多様であり明確な境界を引くこともできません。平成30（2018）年に民間企業が実施した調査によると、日本の総人口の8.9%（11人に1人）に当たる人たちがレズビアン（L：女性として女性が好きな人）、ゲイ（G：男性として男性が好きな人）、バイセクシュアル（B：好きになる相手が同性の場合も異性の場合もある人）、トランスジェンダー（T：生まれた時の性にとらわれない生き方をする人）、英語の頭文字をとって「LGBT」であると言われていきます。性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意志によって選択するものでもありません。

しかしながら、就職を始め日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見による嫌がらせや侮蔑的な言動をされるなど、様々な不利益や差別を受けることがあります。「あるがままに自分らしく生きる」権利を尊重されるような、多様性のある社会づくりによって、正しい理解や支援を進めていく必要があります。

性同一性障がいのある人は、公的な書類（戸籍・住民票・パスポート等）の性別が外見や社会生活上の性別が不一致であるため、様々な不利益や差別を受けることがあります。このことから、平成16（2004）年7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害（がい）者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、平成20（2008）年の法改正により、性別の変更要件の一部が「現に子がいないこと」から「現に未成年の子がいないこと」に緩和されました。平成27（2015）年4月には、東京都渋谷区において、同性カップルなどをパートナーとして公的に認める「パートナーシップ制度」が設けられました。その後、同様な制度の導入が、全国に広がりつつあります。

教育委員会等に対しては、文部科学省から、平成27（2015）年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」、平成28（2016）年4月には、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が出され、児童生徒への配慮等を求める周知依頼がなされています。

このようなことから、本市では、性的指向や性自認等について正しい知識を持ち、偏見や差別が解消されるよう、支援団体などと連携して職員に対する研修・啓発を行っています。市民等に対しては、講座の開催や性の多様性に関する情報と市や県及び支援団体等が実施している相談窓口の紹介を市報やホームページ等に掲載するなど啓発活動の推進に努めていきます。また、心の性と身体の性が一致しない人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。学校においては、日常の健康観察等により心身の健康問題の早期発見に努めるとともに、個別対応や相談体制の充実を図ります。また、「男女混合名簿」の活用を促進します。

**LGBT相談専用ダイヤル《佐賀県DV総合対策センター（アバンセ）》**

**☎090-1926-8339**（毎月 第2日曜日・第4水曜日 14時～16時）



## 10 インターネットによる人権侵害

高度情報化社会（ICT社会）の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。

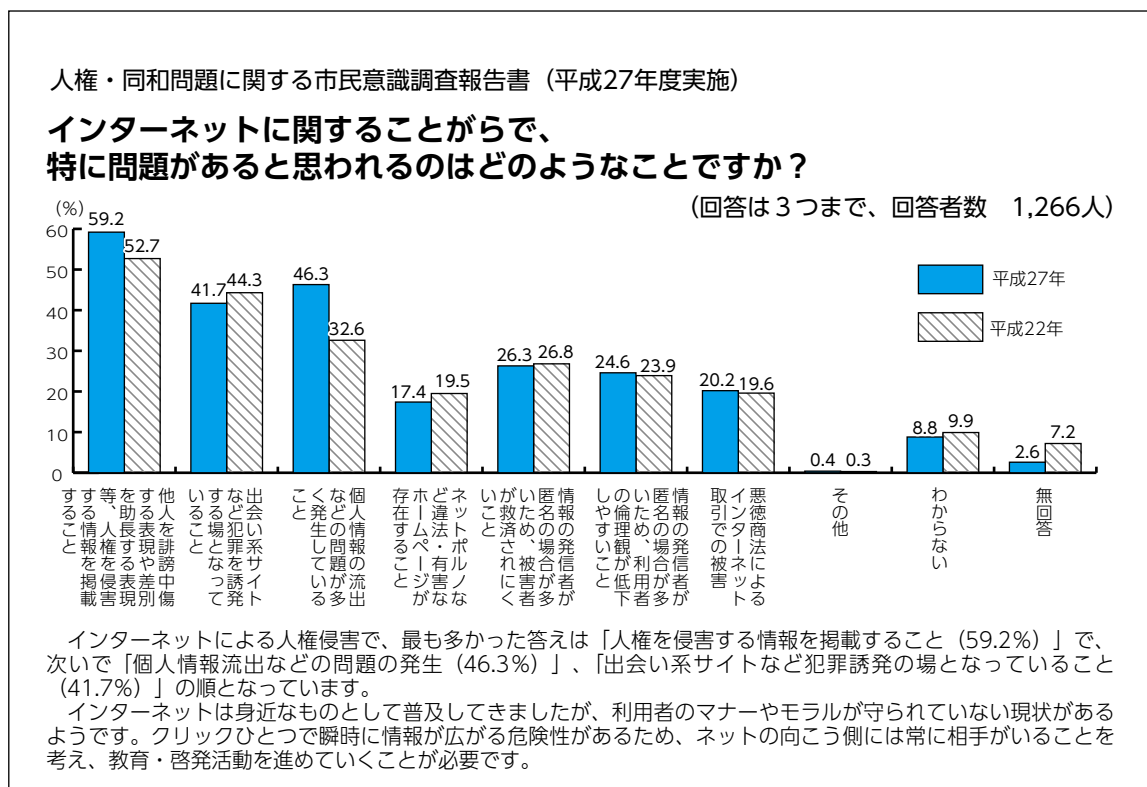
インターネットは、人権・同和問題における当事者にとっても他の当事者や支援者につながる大切な手段となっています。また、統制の厳しい社会等では、自由な言論空間として権力濫用を監視し、民主主義を活性化する重要な手段にもなりえます。

他方、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布も増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。

特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性などから、一旦情報が発信されると削除等が困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こしています。いわゆる「出会い系サイト」による児童買春、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなどにより、子どもに対する人権侵害の増加も深刻な社会問題になっています。気軽に個人的な情報発信ができるSNSを使ったネットいじめ、児童生徒が利用できるコミュニティサイトを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあります。

平成14（2002）年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダやサーバの管理者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになっています。

また、平成20（2008）年に事業者へフィルタリング（有害なウェブ情報の閲覧を遮断する機能）の提供を義務づける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」や平成26（2014）年に元交際相手などが性的な写真・動画をインターネット上に掲出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。



インターネット上の情報は非常に膨大で日々変化するため、速やかな状況把握が難しくなっています。

人権侵害のおそれがある不適切な情報を覚知し、削除要請を行っても、情報の違法性の判断が難しい場合もあって、実際に削除されるかどうかは、当該サイトの管理者等の主体性に頼っているのが実情です。

インターネット上に一旦情報が掲出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追いつかなくなってしまう。特に、海外のサーバーなどに情報が移った場合には、事実上、対応ができなくなっています。

こうした犯罪や経済的被害などから児童生徒を守るというソフト面の対策が必要です。

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人一人が情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心した情報通信技術サービス（ICT）を享受できる環境づくりが重要です。そのため、次の取組を積極的に進めます。

### ① 教育・啓発活動の推進

研修会や啓発資料の提供などを通して、インターネットを正しく活用することや取得した情報については正しい知識をもって判断することの大切さを伝えます。また、情報の収集・発信における個人の責任などについて理解するため、専門講師による情報モラル教育の充実を図ります。

### ② 相談・支援体制の充実

「佐賀県ネットトラブル相談窓口」の周知、専門的な知識を有する警察や地方法務局などの関係機関との連携をとることによって、相談者の不安を軽減し、問題の深刻化を未然に防止するとともに早期解決が図れるように努めます。また、県の「ネットパトロール」から問題書き込みの情報提供があった場合には、関係機関と連携した早期対応に努めます。

## POINT

### 佐賀県ネットトラブル相談窓口

インターネットトラブルで困っていませんか？  
早めが肝心！一人で悩まずに相談してください。



**電話 0120-060-797**（フリーダイヤル、平日 9時～18時）

**メール help@saga-soudan.net**

**LINE（ライン）ID sagasoudan**

※インターネットを利用することで発生した様々な問題（SNSなどによる誹謗中傷、なりすまし、インターネットショッピングにおける問題など）が対象です。

機器の取扱い、製品相談、企業や官公庁の業務に伴うトラブルなどは対象外です。

※相談窓口の電話番号やメールアドレスについては変更の場合があります。

この事業についての問合せは、佐賀県総務部情報課情報化推進室 電話0952-25-7086まで。

## 11 人権に関する様々な課題

### (1) 刑を終えて出所した人の人権問題

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。

罪を犯した高齢者や障がい者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことから、平成21（2009）年に佐賀県地域定着支援センターでは、高齢又は障がいにより矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司・保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。

平成28（2017）年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

矯正施設から出所した後、高齢又は障がいにより地域定着支援が必要なケースは横ばい傾向にあり、継続した取組が必要です。この継続的な支援は再犯防止に結びつくことが期待されます。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。

本人や家族に対する偏見や差別を解消するために、刑を終えて出所した人の更生保護に向けた企業や事業所等の取組事例を活用しながら、関係機関と連携した積極的な啓発活動を推進します。

### (2) ホームレス等生活困窮者の人権問題

失業や破産等の経済的要因や家庭問題等の個人的要因が複合的に絡み合っ、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちがいます。

ホームレスとなった人の多くは、衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなどの問題を抱えており、また、一部には地域住民との間にあつれきが生じ、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行による殺傷事件など、深刻な人権問題も発生しています。

平成14（2002）年8月には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」が施行され、地域社会の理解と協力を得て、職業能力の開発等による就業機会や安定した居住空間、保健・医療の確保などの施策を通して、自立の促進や、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などを行うことが定められました。

その後、平成27（2015）年4月にホームレスを含めた生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」が施行され、自治体で実施される自立相談支援事業では、包括的な支援を提供することにより、自立のさらなる促進をめざしています。

ホームレスについては、市民の理解と協力の下に、偏見や差別意識を解消し、平成25（2013）年10月に設置した佐賀市生活自立支援センターと連携・協力しながら、社会的自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

### (3) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成3(1991)年以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。

平成14(2002)年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて日本人の拉致を認め謝罪し、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しました。

政府は、拉致被害者・家族に対する経済的支援や安全、相談などの諸施策をまとめた「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策」を決定し、議員立法により「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が制定されました。

5名の拉致被害者については、平成16(2004)年に残る家族の帰国が実現したものの、他の被害者について、北朝鮮当局はいまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成22(2010)年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。

県内には、政府が認定した拉致被害者はいませんが、警察庁が拉致の可能性を排除できないとした行方不明者が7名います。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるため、政府においては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

国連においては、平成15(2003)年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成17(2005)年の国連総会決議を踏まえ、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国民世論の啓発を図ることとされました。

毎年12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

本市においても、拉致問題等に関する講演会の開催や啓発チラシの配布を通して、市民の理解を深めるとともに、北朝鮮に対し国民一体となった拉致問題を許さない姿勢を示す取組を進めます。



#### (4) 人身取引に関する人権問題

性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引は、重大な人権侵害で迅速かつ的確に対応すべき問題です。

国では、刑罰法令の整備と取締りの強化のほか、平成26（2014）年に「人身取引対策行動計画2014」が策定され、関係省庁が一体となって対策に取り組むこととされています。

現状として、10代、20代の女性を中心に、アダルトビデオへの出演を強要されるなどのトラブルが問題になっており、これも一つの人身取引と指摘されています。外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となるケースもあります。

子どもや女性、外国人などのそれぞれの分野において、人身取引の被害を受けないような普及啓発が必要であるとともに、被害者を認知した場合の早期の対応を確保するため、関係機関との連携を進めなければなりません。

#### (5) 災害に起因する人権問題

平成23（2011）年の東日本大震災や、平成28（2016）年の熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。

避難所においては、プライバシーを確保することのほか、障がいのある人や高齢者などの要配慮者に対する十分な支援が必要となります。

また、福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題となる事態も発生しています。

人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。

市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深める取組を進めます。





### (6) 個人情報に関する人権問題

国では、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「個人情報保護法」が平成17（2005）年4月1日に全面施行されました。

本市では、国に先駆けて平成14（2002）年4月から、「佐賀市個人情報保護条例」を施行し、本市が保有する個人情報を適正に取り扱うことを定めています。

この法律及び条例においては、個人の権利利益の保護を図るため、①個人情報を取り扱う際に、その利用目的を本人に知らせること、②保有する自己の個人情報について、その情報を見たり、誤りがあれば訂正したりすることができる、と定めています。

また、本市では、全ての行政システムにおける情報資産について、その機密性・安全性等を確保するため、平成16（2004）年3月に「佐賀市情報セキュリティポリシー」を策定し、職員が遵守すべき行為や様々な外的脅威への対応策等を明記し、本市が保有する個人情報を含む情報資産の確実な保護を図ることにしています。

さらに、平成26（2014）年7月からは、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本等証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合、登録した人へ交付の事実をお知らせする「本人通知制度」を実施し、個人情報を含んだ住民票等の不正請求・不正取得を抑止し、個人の権利侵害防止を図ることにしています。

今後、個人情報を取り扱う全事業者が、保有する個人情報を適正に管理するよう、国・県・関係機関等と協力しながら啓発し、法令等の遵守を促します。

### (7) その他の人権課題

このほかにも、例えばアイヌの人々や中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など、様々な人権課題があります。

近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢などを踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。

私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる課題が横たわっており、常に高い人権意識をもっておくことが望まれます。

私たち一人一人が様々な人権問題を自分事として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

